

平成29年分

確定申告

申告書には
マイナンバーの
記載が必要です!

確定申告は、
自宅から
ネットが便利
☑早い ☑待たない
☑24時間いつでもOK

国税庁
ホームページで
申告書を作成

ネットで送信 (e-Tax)
プリントアウトして送付

医療費控除の提出書類が
簡略化されます

詳しくは **確定申告** 検索

申告の際には
マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です
※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告と納税

所得税および復興特別所得税
贈与税

平成30年
3月15日(木)まで

所得税および復興特別所得税の確定
申告の窓口での相談・申告書の受付は、
平成30年2月16日(金)からです。

消費税および地方消費税
(個人事業者)

平成30年
4月2日(月)まで

確定申告書の作成に当たっては、
「復興特別所得税額」の記載漏れ
のないようご注意ください。



税の申告は お早めに

町民税や所得税の申告時期
です。申告が必要か確認し、該当
する場合は早めに準備して、申告
会場での相談、郵送、持参、電子申
告(確定申告のみ)のいずれか
の方法で提出してください。

幸田町役場での申告相談

源泉徴収票などを元に申告書を作成・受け付けします。ご自身で申告書を作ることができない場合にご利用ください。

日時	受け付ける申告	申告会場
2月7日(水)～2月15日(木) (土・日・祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時	町民税の申告	幸田町役場 4階ホール
2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時	町民税の申告 所得税の確定申告 (確定申告書Aのみ)	

*受付用の番号札を午前7時30分～8時30分は役場正面玄関前で、午前8時30分～午後4時は申告会場前で配布しています。なお、午前9時から番号順に受け付けを始めますが、番号を呼んだときに申告会場にいない場合は、番号札を取り直していただくことになりますのでご了承ください。

*確定申告期間中は、提出箱を1階税務課6番窓口を設置します。申告相談期間中は大変込み合いますので、ご自身で申告書を作成した人は提出箱をご利用ください。

役場で申告相談ができない確定申告

申告する所得が給与所得、公的年金などの雑所得の場合(確定申告書A)は役場で相談・受付を行っていますが、以下の申告は役場で相談・受付ができませんので、岡崎税務署で申告相談をしてください。

- ①事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得がある申告(確定申告書B)
- ②住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ③海外に居住している親族を扶養に入れる申告
- ④外国人や亡くなった人の申告
- ⑤損失の申告
- ⑥過年分(28年分以前)の申告



問合せ 税務課 町民税グループ ☎62-1111 (内線161) FAX63-5139

岡崎税務署での申告相談

日時	受け付ける申告	申告会場
2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く。ただし、2月18日、 2月25日の日曜日は開設します。 午前9時～午後5時)	所得税の確定申告 消費税の確定申告 贈与税の申告	岡崎合同庁舎5階大会議室 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (シビックセンター隣)

- * パソコンを利用して確定申告書などを作成します(ご自身で入力操作などをしていただきます)。
- * 申告書の作成には時間がかかりますので、午後4時までにお越しください。なお、会場の混雑状況により受け付けを早めに終了する場合があります。
- * 申告書の提出のみの人は税務署1階でご提出ください。

問合せ 岡崎税務署 ☎58-6511 *自動音声により案内します。所得税、消費税の確定申告および贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」を選択してください。3月15日(木)まで利用できます。

医療費控除は領収書の提出が不要になりました

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

- * 税務署から求められたときに提示または提出をしなければならないため、医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。
- * 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示でもできます。
- * セルフメディケーション税制による医療費控除を同時に利用することはできません。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されました

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行っている人が、特定一般用医薬品等購入費を12,000円を超えて支払った場合には、医療費控除の特例の適用を受けることができます。

- * 健康の保持増進および疾病の予防への取り組みに要した費用は、控除の対象になりません。
- * 現行の医療費控除を同時に利用することはできません。

添付または提示が必要な書類

(1) 「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)

- * 税務署から求められたときに提示または提出をしなければならないため、医薬品購入費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

(2) 健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付または提示)

- * ①氏名、②取り組みを行った年、③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称または取り組みに係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名が記載されたものに限り、

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みに該当するもの

- ① インフルエンザの予防接種または定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)
- ② 市区町村が健康増進事業として実施するがん検診や健康診査
- ③ 勤務先で実施する定期健康診断
- ④ 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、特定保健指導
- ⑤ 保険者(健康保険組合や市区町村国保など)が実施する人間ドックや各種健診など

問合せ 岡崎税務署 ☎58-6511

税理士による無料税務相談所

- と き** 2月16日(金)～21日(水)(土・日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～4時
- ところ** 幸田町商工会
- 対 象** ①前年分の所得金額が、300万円以下(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除を控除する前の金額)の事業所得者、不動産所得者
②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成27年分)の課税売上高が3,000万円以下で①に該当する人(ただし簡易なものに限る。)
③給与所得者および年金受給者(ただし所得金額が高額な人、相談内容が複雑な人は除く)
*譲渡所得(土地、建物および株式を売った人)、山林所得、贈与税および相続税の申告・相談は行いません。
- 問合せ** 幸田町商工会 ☎62-0120

平成29年分住宅借入金等特別控除の確定申告相談会

- と き** 2月7日(水)～15日(木)(土・日・祝を除く) 午前9時～午後4時
*混雑状況により早めに受付を終了する場合がありますのでご了承ください。
- ところ** 岡崎合同庁舎5階大会議室(岡崎市羽根町字北乾地50番地1、シビックセンター隣)
- 対 象** ①給与・年金所得者で、平成29年中に住宅ローン等を利用して住居(居住用)を新築・購入または増改築し、一定の要件に該当する人
②平成29年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人
- そのほか** 申告書には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要になります。必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署へお問い合わせください。
- 問合せ** 岡崎税務署 ☎58-6511

所得税および復興特別所得税の確定申告について

確定申告が必要な人

1. 給与所得がある人

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受けていて年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

2. 公的年金などに係る雑所得がある人

公的年金などに係る雑所得のみで、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人

*ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下であるときは、申告は必要ありません。

3. 各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が

5、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人

*1～3にあてはまらない人でも上場株式などに係る譲渡損失と配当所得との損益通算および繰越控除の特例の適用を受ける人などは確定申告書の提出が必要です。

確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- ②一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- ③マイホームに特定の改修工事をしたとき
- ④災害や盗難などで資産に損害があったとき
- ⑤多額の医療費を支出したとき
- ⑥特定の寄附をしたとき

確定申告に必要な持ち物

- ① 税務署から送られたお知らせがきまたはお知らせ通知書および確定申告書類（どちらも郵送されてきた人のみ）
- ② マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および身元確認書類（運転免許証など）
- * 平成30年1月以降、一部の手続きで番号確認書類の提示または写しの添付を省略することができず。詳しくは、国税庁ホームページを「確認ください」。
- ③ 前年の申告書の控・利用者識別番号のわかる書類
- ④ 源泉徴収票の原本（給与や年金所得がある場合）
- ⑤ 医療費の明細書や生命保険料控除証明書など、各種控除を受けるための書類
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 通帳など本人の預金口座番号がわかるもの（還付がある人のみ）
- * 右記以外の書類が必要となる場合もあります。詳細は税務署へお問い合わせください。
- * 確定申告会場は大変混雑し、長時間待つ場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告と納税の期限

所得税および復興特別所得税
贈与税：3月15日（木）
消費税および地方消費税：4月2日（月）

振替納税利用のお願い

納税は、便利で安心な口座振替をご利用ください。預貯金口座から自動引き落としされます。所得税および復興特別所得税の振替日：4月20日（金）
消費税および地方消費税の振替日：4月25日（水）

申告書は、国税庁ホームページで作成できます

「確定申告書等作成コーナー」では、作成した申告書などは印刷し、郵送などにより税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。操作が分からない時は、e-Tax作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-59001）にお問い合わせください。確定申告期間中の受け付けは、原則月曜日から金曜日の午前9時から午後8時までです。

問合せ

岡崎税務署
☎58-6511

町民税の申告について

町民税の申告が必要な人

1. 平成30年1月1日現在、町内在住で次のいずれにも該当しない人

- ① 所得税の確定申告をした人
- ② 所得が給与所得および公的年金のみの人

2. ②に該当する人で、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除など）の適用を受けようとする人

* 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人で、収入が遺族年金などの非課税所得のみや無収入の場合でも、保険料（料）の軽減を受けるために申告が必要で。

年金収入が400万円以下の人

公的年金などの収入額が400万円以下で、そのほかの所得額が20万円以下の人は、還付を受ける場合などを除き確定申告をする必要はありません。ただし、控除を追加する場合は、町民税の申告が必要です。

持ち物

- ① マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および身元確認書類（運転免許証など）
- ② 給与・公的年金などの源泉徴収票の原本
- ③ 社会保険料（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険など）の支払い証明書、医療費の明細書、生命保険料控除証明書、障害者手帳など各種控除を受けるための書類
- * 医療費は合計額を計算し、確定申告と同じように明細書の作成をお願いします。
- ④ 印鑑

申告書の発送について

昨年、町民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を送付しました。ご自分で記入できる人は、郵送もしくは1階税務課6番窓口（設置してある提出箱）に直接提出してください。

申告書が届かない人は、直接申告会場にお越しください。

問合せ

税務課 町民税グループ
☎62-1111（内線161）